

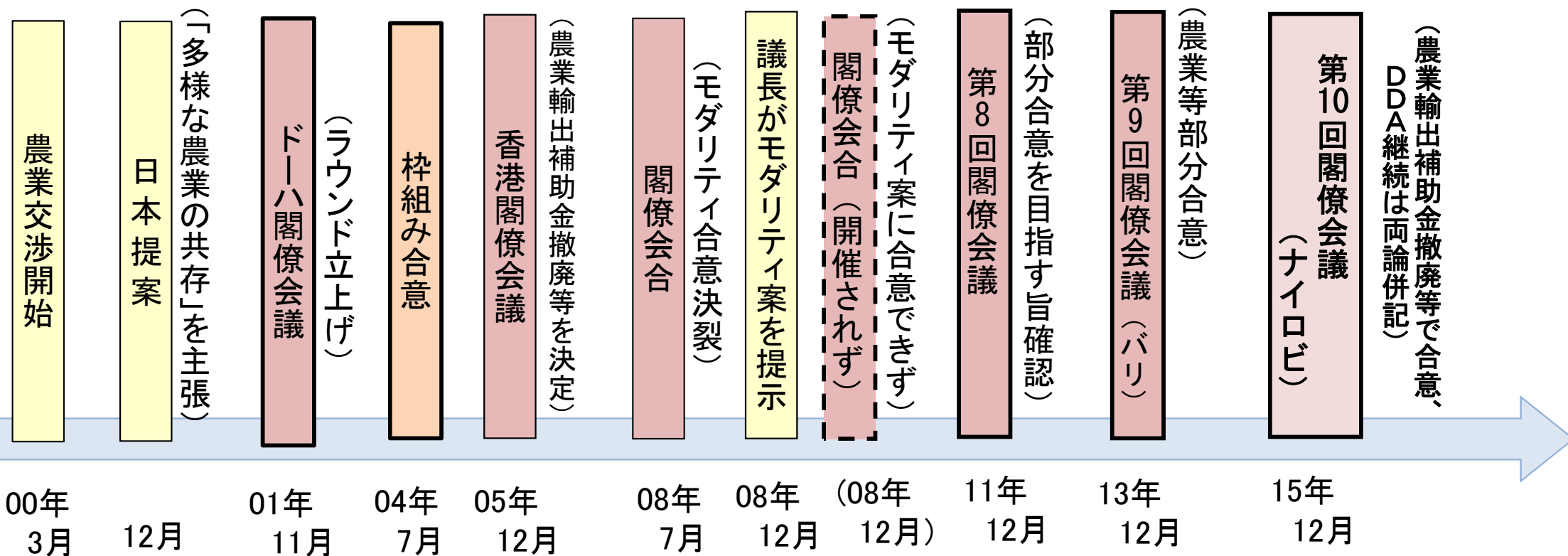
# WTO交渉について

## 大臣官房国際部

平成 2 8 年 5 月

**農林水産省**

# WTOドーハ・ラウンドの流れ（農業交渉を中心に）



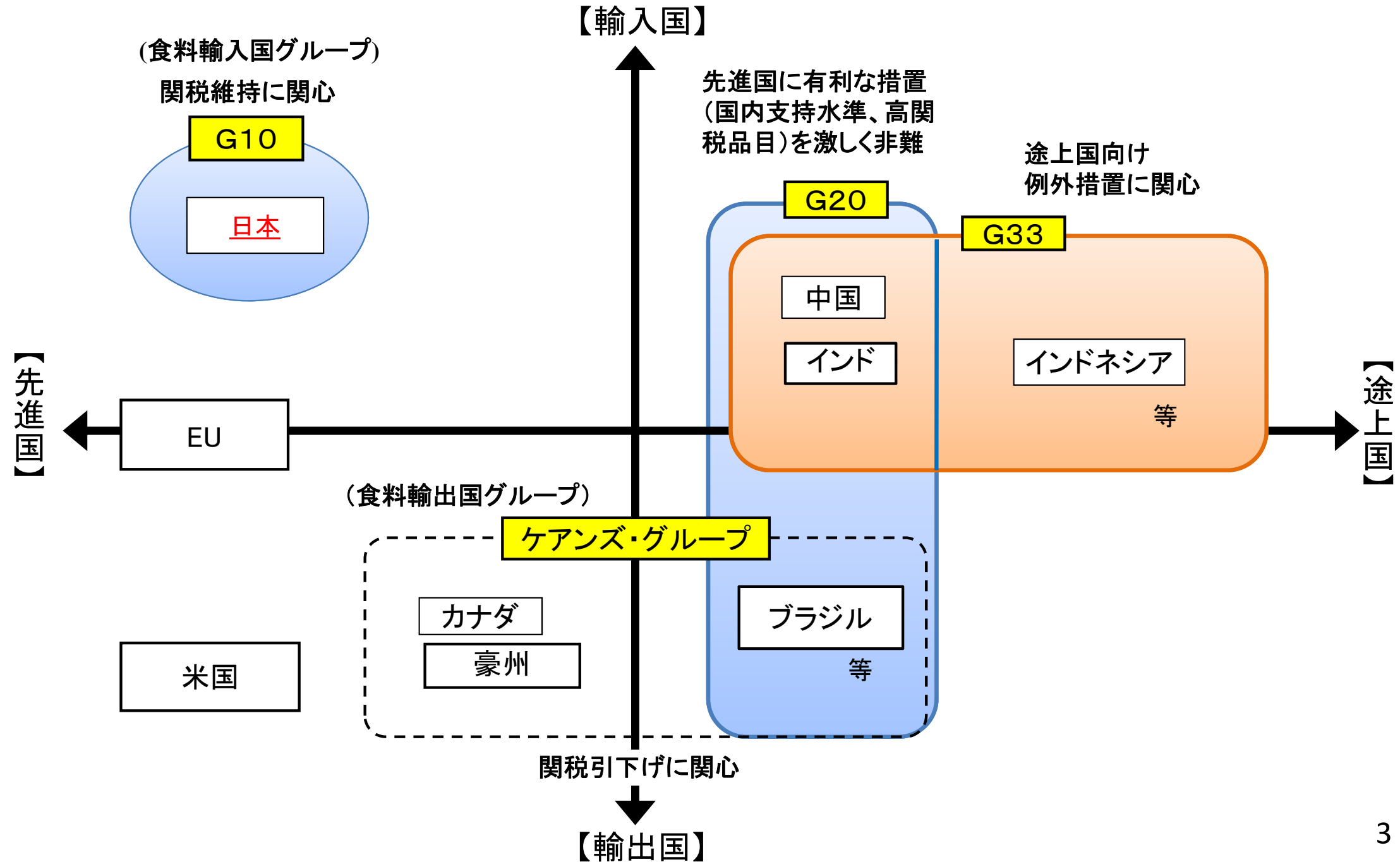
WTO農業交渉は、2000年に開始。2008年に決裂し、膠着状況にあった。その後、

- ① 2011年の第8回閣僚会議において部分合意を積み上げていくことを確認。
- ② 2013年の第9回閣僚会議においてバリ合意を採択。その中でドーハ・ラウンドの今後の進め方に関する作業計画を策定することを決定。
- ③ 第10回閣僚会議において農業分野(輸出補助金撤廃)等で合意。また、未解決の事項についてドーハ・ラウンドという形で継続すべきかどうかについては両論を併記。

# 農業交渉の3分野

分野	交渉の目的
I 市場アクセス	関税削減や関税割当(低関税輸入枠)の拡大等により農産物の市場アクセス機会を改善
II 国内支持	価格支持や貿易を歪曲する補助金を削減・抑制
III 輸出競争 (第10回閣僚会議で一部合意)	輸出補助金等への規律の強化

# 農業交渉をめぐる主要国・グループの立場



# 第10回WTO閣僚会議(MC10)〔2015年12月15～19日〕

- ナイロビ(ケニア)で開催されたMC10において、ナイロビ閣僚宣言を採択。
- 農業分野において、「輸出補助金の撤廃」等について合意。
- 農業分野を含むドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことを確認。ただし、ドーハ・ラウンド交渉という形で継続すべきかどうかについては両論併記。

## 1. ナイロビ閣僚宣言

### (1) WTO発足20年間の歩みと課題

WTO設立20周年に当たり、多角的貿易体制維持・強化のためのWTOの重要性を改めて強調。

### (2) MC10の成果 (以下を閣僚決定)

- 農業分野における「輸出補助の撤廃」等、輸出競争に関する規定に合意。
- 「途上国向けセーフガード」及び「食料安全保障のための公的備蓄」に関する議論の継続を確認。
- 「綿花」、「LDC特惠原産地規則」、「LDCサービスウェーバー」等で一定の合意。

### (3) MC10後のWTOの方向性

- 農業分野を含む、ドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことを確認。ただし、今の枠組みで完結させるとの考えと、新たなアプローチが必要との考えを併記。

## 2. その他

情報技術協定(ITA)品目拡大交渉の合意やリベリア、アフガニスタンの新規加盟(163及び164番目の加盟国)の決定等。

## 3. MC10後の見通し

2016年1月のWTO非公式閣僚会合(ダボス)以降、WTO交渉の進め方について議論される見込み。我が国は引き続き、我が国農業のセンシティブティが最大限反映されるよう主張。

# ナイロビ閣僚決定：農業分野の概要（2015年12月）

○輸出補助金の撤廃期限（原則、先進国は即時、途上国は2018年末）等に関するルールに合意。途上国向けセーフガードと途上国の公的備蓄に関しては協議を継続することを確認。（市場アクセスの改善と国内農業補助金の削減は、今次会議で議論されていない。）

## 輸出競争

### 輸出補助金

・先進国は即時（例外は2020年末）、途上国は2018年末（例外は2022年末）までに撤廃。農業協定9条4の途上国特例は2023年末（LDCは2030年末）まで適用。

### 輸出信用

・「最長償還期間（保険でリスクがカバーされる期間）」は18カ月以下。輸出信用は「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバー。

### 輸出国貿易企業

・運用は、現行のガット協定と整合的であるべき。独占権の使用は、貿易歪曲性を最小限とするよう努力。

### 食糧援助

・完全無償化。アンタイドかつ現金ベースとなるよう努力（現物援助も許容）。現金化は真に必要な場合に限る。

### 途上国向けセーフガード(SSM)

・途上国はSSMを活用する権利を有する。農業委員会特別会合で交渉を行い、一般理事会が進捗を監視。

### 公的備蓄

・食料安全保障のための公的備蓄に関する恒久解決策に合意するための議論を、農業委員会特別会合で迅速に実施し、一般理事会が進捗を監視。

### 綿花

・先進国及び対応可能な途上国は、LDCs産の綿花及び綿花関連製品に無税無枠アクセスを供与等。

# 参考資料

- ・ W T O 全般に関する資料 . . . . 7
- ・ 農業に関する資料 . . . . . 11
- ・ 農業以外の交渉に関する資料 . . 15

# W T O (世界貿易機関 World Trade Organization) とは

- 1995年にスイス・ジュネーブに設立された、国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の包括的な国際機関
- 2016年5月現在、162カ国・地域が加盟  
(第10回閣僚会議で承認されたリベリア、アフガニスタンが今後加盟予定)
- 主な業務は、
  - (1) 世界共通の貿易ルールづくりのための交渉
  - (2) 各加盟国による施策のWTO協定への整合性のモニタリング
  - (3) 貿易に関する紛争解決
- WTOにおける貿易ルールづくりの合意はコンセンサス方式  
(一つの加盟国でも反対すれば、残りの全ての国が賛成してもWTOとして決定は下せない)



# W T O 加盟国一覧

## 1. アジア地域

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、日本、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、中華人民共和国、台湾、ネパール、ベトナム、ラオス、タジキスタン、カザフスタン

## 2. 北米地域

アメリカ合衆国、カナダ

## 3. 中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ベネズエラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

## 4. 欧州地域 (NIS諸国含む)

アイスランド、アイルランド、アルメニア、欧州共同体 (EC)、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、英国、グルジア、アルバニア、クロアチア、モルドバ、マケドニア、モンテネグロ

## 5. 大洋州地域

オーストラリア、ソロモン、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー、トンガ、サモア、バヌアツ

## 6. 中東地域

アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、トルコ、バーレーン、ヨルダン、オマーン、サウジアラビア、イエメン

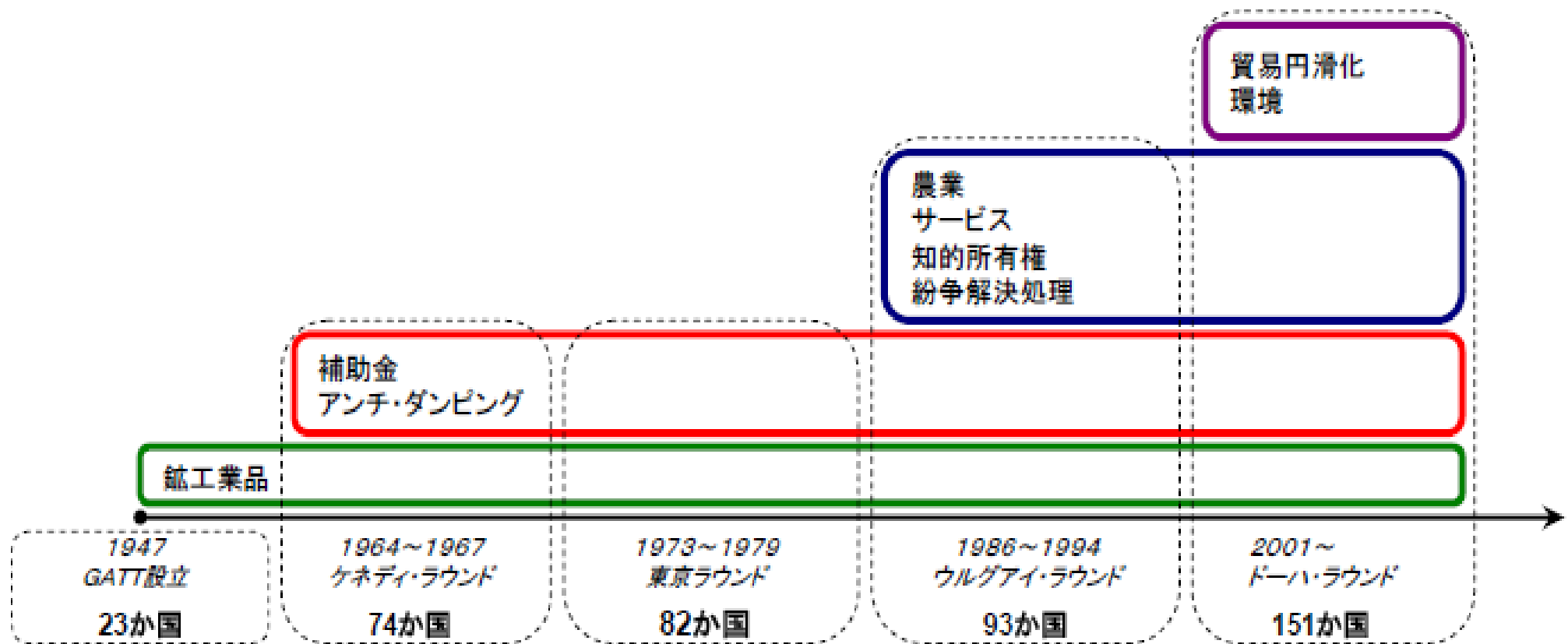
## 7. アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、コートジボワール、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、ルワンダ、レソト、セーシェル

合計162の国と地域 (2016年5月時点、今後リベリア、アフガニスタンが正式加盟予定。)

# ラウンドとは (GATT~WTO)

- 「ラウンド」とは、全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉
- ウルグアイ・ラウンドでは、初めて本格的な農業分野のルールを策定
- WTO体制(1995年設立)の下で初めて開始されたのがドーハ・ラウンド



# ドーハ・ラウンドの交渉分野

## 主な交渉分野

(下線は農林水産関係分野)

農 業	<u>関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉</u>
N A M A (非農産品市場 アクセス)	鉱工業品及び <u>林水産品</u> の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉
ルール	アンチ・ダンピング及び補助金 ( <u>漁業補助金</u> を含む) 及び地域貿易協定についてのルールに関する交渉
サービス	サービスの市場アクセス (外資規制等)、国内規制 (免許制等)、サービス分野におけるルール (セーフガード等) に関する交渉 <u>※別途プルリでも交渉</u>
T R I P S (知的財産権)	医薬品特許、生物多様性条約との関係、 <u>地理的表示 (G I)</u> 等を議論
開 発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」 (S & D) の検討等
貿易円滑化	税関手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉
環 境	環境物品の関税等の削減・撤廃等 <u>※別途プルリでも交渉</u>

# ガット・ウルグアイラウンド農業合意の概要

1995～2000年までの6年間(実施期間)に、①国内支持、②市場アクセス、③輸出競争の3分野の保護をそれぞれ引き下げていくことを約束。

区 分	削減対象	削減方式(1995～2000年の6年間で実施)
国内支持	価格支持 補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>生産を増加させる効果のある政策措置について助成合計量を計算し、実施期間中に20%削減</u></li> <li>② 生産を増加させない補助金(環境補助金等)は削減の対象外</li> </ul>
市場アクセス	関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として、輸入数量制限等全ての関税以外の国境措置を内外価格差を基に関税に置換え(関税化)。</li> <li>② <u>農産物全体で関税を平均36%(品目毎に最低15%)削減。</u></li> </ul> <p>&lt;カレント・アクセスとミニマム・アクセスの設定&gt;</p> <p>関税化品目については、<u>最低限の輸入機会の提供</u>が義務付けられた。基準期間(1986～88年)の国内消費量に対する平均輸入数量が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>5%以上のものは、その輸入数量を維持すること(カレント・アクセス機会)、</u></li> <li>② <u>5%未満だったものは、実施期間の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%の輸入数量とすること(ミニマム・アクセス機会)、</u></li> </ul> <p>が設定された。</p> <p>(コメは、関税化の例外として、実施期間の1年目に4%、6年目に8%の輸入数量とすることを約束したが、5年目(1999年)に関税化したため、現在は7.2%の輸入数量となっている。)</p>
輸出競争	輸出補助金	金額で36%、対象数量で21%削減(我が国はなし)

# WTO現行協定における国内支持に関する規律の概要

- 国内支持: 国内農業のために用いられる補助金のほか、市場価格支持(価格保証)など。
- 黄の政策(AMS): ウルグアイ・ラウンド合意で、貿易に悪影響があるとして、削減対象となった国内助成のこと。市場価格支持や不足払いなど。

## 黄の政策(AMS)\*

最も貿易歪曲的な国内支持  
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

## デミニミス

農業生産額の5%以下の助成  
(生産全体に大きな影響は与えないという位置付け)

## 青の政策

直接支払いのうち、生産調整等の要件を満たすもの

(「黄」と「緑」の間  
との位置付け)

## 緑の政策

貿易歪曲性がないか最小限

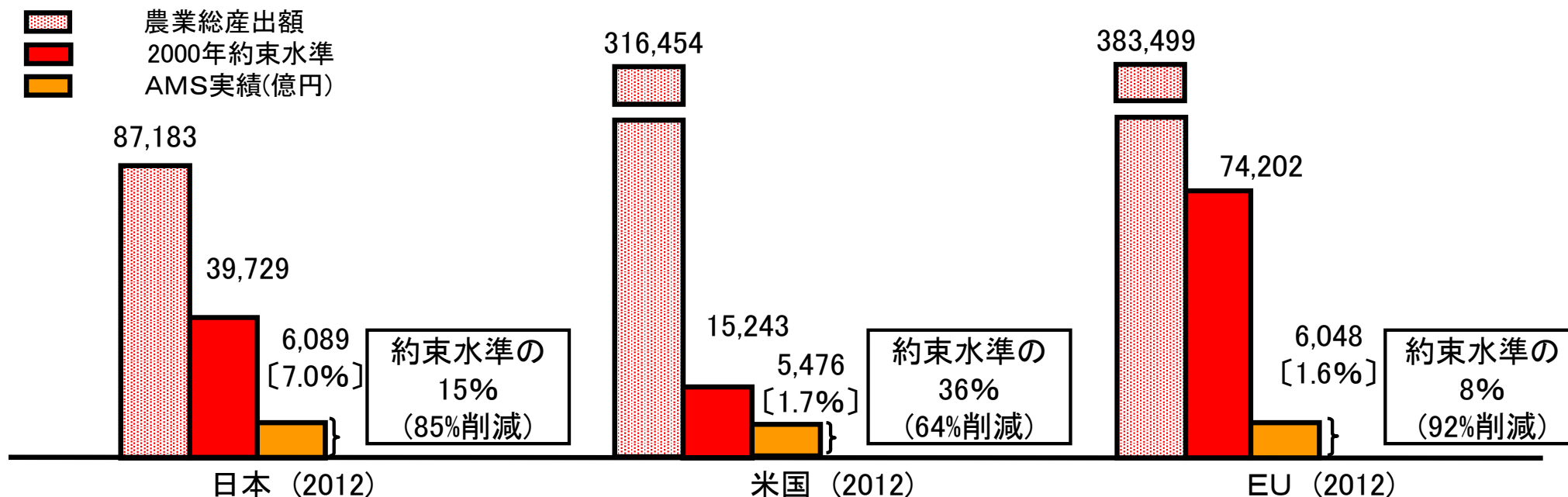
- ・試験研究
- ・基盤整備
- ・生産に関連しない収入支持  
等

(農業協定に要件が詳細に列挙  
されている)

\*AMS: Aggregate Measurement of Support(助成合計総量)

# 各国の黄色の政策（AMS）の水準

○ 最も貿易歪曲的な補助金（「黄」の政策）について、我が国は農政改革により、既に約束水準の15%まで削減。



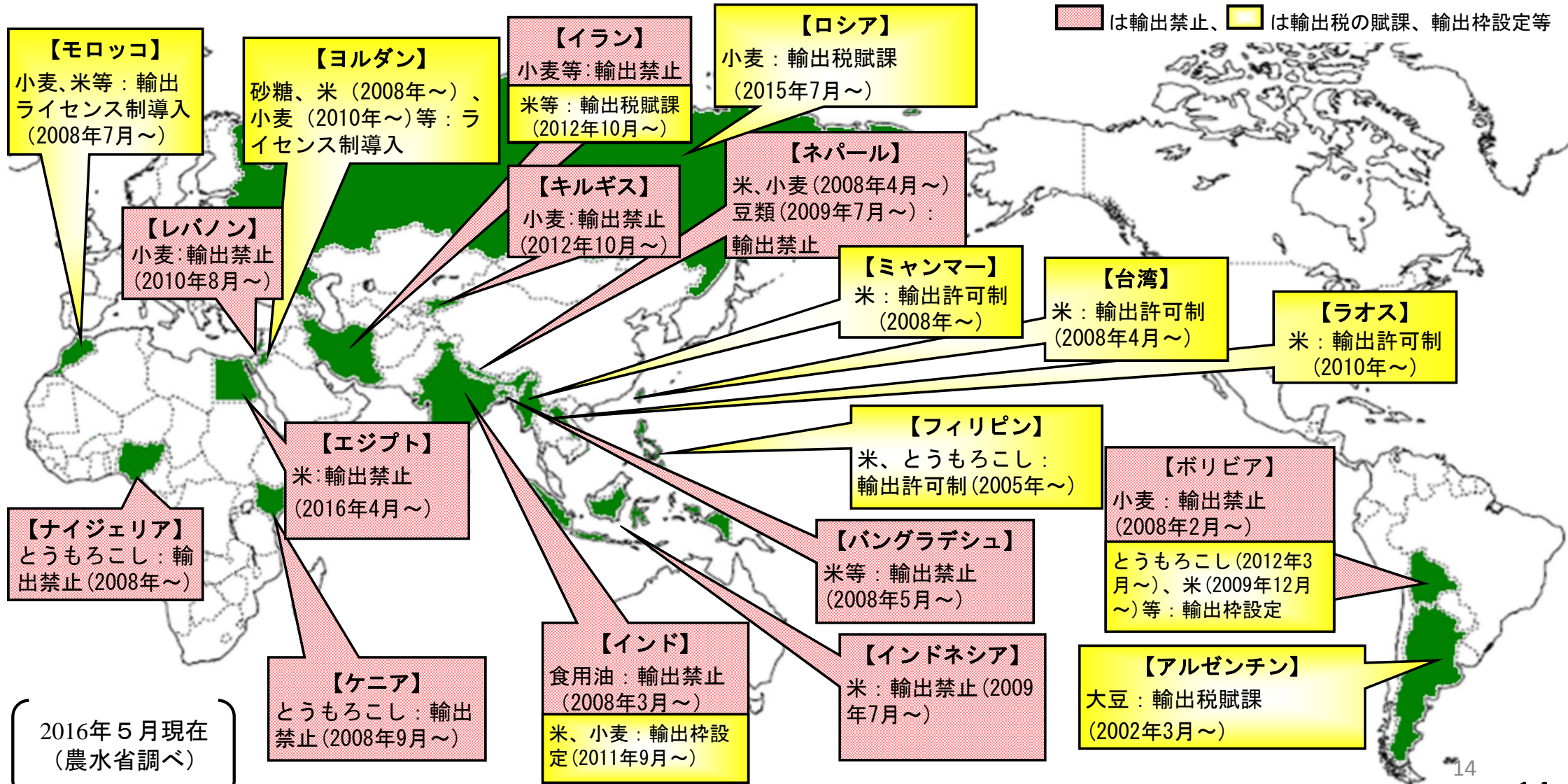
<日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値(億円)>

	日本(2012年)	米国(2012年)	EU(2012年)
黄の政策(AMS)	6,089	5,476	6,048
デミニミス	2,199	4,206	1,825
青の政策	1,552	0	2,824
緑の政策	18,768	101,686	72,933
合計	28,608 [32.8%]	111,368 [35.2%]	83,630 [21.8%]

注:WTO通報に基づく。[ ]内の数値は農業総産出額に占める割合。

# 輸出規制

- 輸出規制とは、自国の農産物等の輸出を抑制する輸出禁止・制限措置のこと。
- 我が国は、食料安全保障の観点から、主要3分野に加え輸出規制を交渉の対象とすることを主張。
- 輸出禁止・制限措置について、規律強化を求める我が国はスイス等と2008年、2015年に共同提案を提出。



# WTO漁業補助金交渉に関する交渉の経緯

## ○ ドーハ閣僚宣言(2001年11月)

参加国は、開発途上国にとっての漁業分野の重要性を考慮に入れつつ漁業補助金に関するWTO協定の規律の明確化及び改善を目指す旨記載。

## ○ 香港閣僚宣言(2005年12月)

過剰漁獲能力や過剰漁獲に補助金規律を強化すべきとの広範な合意があることに留意し、特に、漁業補助金規律の性質と程度を決定すべく、交渉参加国に対し、速やかな更なる詳細な作業を行うよう要請。

## ○ ルール交渉議長テキスト発出(2007年11月)

禁止補助金を限定的に列挙してはいるものの、禁止範囲は極めて広範に記載。

## ○ 日本提案提出(2011年1月)

禁止補助金は真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきこと等を主張。

## ○ ルール交渉議長報告発出(2011年4月)

漁業補助金については禁止補助金を含む基本的な論点について各国の立場が異なっていることが記載。

※ 直近のWTO閣僚会議(ナイロビ閣僚会議)(2015年12月)においても、合意に至らず。



# 新サービス貿易協定 (TiSA) 交渉

- WTOドーハ・ラウンド交渉の停滞から、有志国により、23カ国・地域が参加するサービス自由化交渉が継続中。(2016年までの合意を目指す)
- GATSプラスを基本に、本体条文の他、金融、国内規制、電気通信等に関する附属書を議論。
- 農水省関連としては、獣医サービス等が該当。

## 交渉の経緯

2013年6月 22ヶ国で交渉立上げ

2~3ヶ月毎のペース  
で交渉会合

2014年7月 乱立する附属書提案  
(20本弱)の優先付け  
を行う会合を開催

2015年12月 ナイロビ閣僚会議までに中間的な成果の発表  
を目指すも達成できず  
(金融自由化、国内規制  
の緩和等)

→ 2016年中の合意を目指す

## 参加国・地域

日本、米国、EU、カナダ、  
豪州、ニュージーランド、韓  
国、香港、台湾、パキスタ  
ン、イスラエル、トルコ、メ  
キシコ、コスタリカ、パナマ、  
コロンビア、ペルー、チリ、  
アイスランド、ノルウェー、  
スイス、リヒテンシュタイン、  
モーリシャス の23カ国・  
地域

サービス自由化の成果を  
全WTO加盟国に均てんす  
るか否かは交渉マター

## 交渉内容

- 参加国間で、市場アクセス約束やルールのテキストを交渉中

### GATSウルグアイラウンド合意

内国民待遇、市場アクセス等による  
自由化と個別分野の自由化ルール

市場  
アクセス  
交渉

金融・国内  
規制等ルー  
ル交渉

# TRIPS交渉

- TRIPS理事会においては、GI(地理的表示)の保護物品拡大や多国間通報登録制度について議論。
- EUやスイスでは、固有の地理的表示保護制度を通じ、特定の地域でしか生産できない農産物に「地名」を冠することを認め、表示規制を行っている。
- 米国等では商標制度を通じ、商品に関する地理的表示を保護。

## ○ GIの保護物品の拡大

ワイン・スピリッツについては、現行の協定でも消費者が誤解するかどうかにかかわらず、地名を使った以下のような表示を禁止。

- 例) × ボルドー風日本産ワイン、  
× スコッチ・ウイスキーMADE in U.S.A.

## ○ GIの多国間通報登録制度

ワインやスピリッツに関する通報制度の各国の義務やその規律について対立。  
ドーハ閣僚宣言において一括受諾の交渉事項として規定。

